

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

長島町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費等を支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 長島町に住所（住民票上の住所）を有しており、長島町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護の停止または廃止となった
 - ・ 市区町村民税が非課税となっている
 - ・ 国民年金保険料が免除または減免されている
 - ・ 児童扶養手当を受給している
 - ・ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる場合



○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,520円	22,510円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,250円	2,250円	定額 (1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	50,600円	57,400円	定額
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	—	—	実費の一部
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等	1,580円以内	2,290円以内	定額 (宿泊を伴わない)
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	実費
学校給食費	学校給食に要した給食費	—	—	無償

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する（予定の）学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、長島町教育委員会において行い、審査結果については、6月末頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に行う予定です。

○ 問合せ先

長島町役場 教育総務課
〒899-1395
出水郡長島町指江 787 番地
TEL 0996-88-5679